

桐生市告示第56号

桐生市屋外広告物条例（平成28年桐生市条例第34号以下「条例」という。）に規定する市長が指定する区域、場所等を次のとおり指定する。

令和元年7月1日

桐生市長 荒木 恵司

- 1 条例第6条第1項第5号に規定する市長が指定する区域
塔婆（石造三重塔）の周囲500メートル以内の区域
- 2 条例第6条第1項第15号に規定する市長が指定する区域
梅田湖及びその周囲100メートル以内の区域（自家広告物等を表示し、又は設置する場合を除く）
- 3 条例第6条第1項第16号に規定する市長が指定する区域
 - （1） 東日本旅客鉄道株式会社両毛線桐生駅の駅前広場及びその周囲10メートル以内の区域（自家広告物等を表示し、又は設置する場合を除く）
 - （2） 東武鉄道株式会社東武桐生線新桐生駅の駅前広場及び群馬県道新桐生停車場線並びにこれらの周囲10メートル以内の区域（自家広告物等を表示し、又は設置する場合を除く）

以上